

徳島労働局発表
平成28年3月23日

担
当

徳島労働局労働基準部監督課
監督課長 西泉 ひとみ
監察監督官 岡崎 正憲
電話 088 - 652 - 9163

報道関係者 各位

「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを実施します

アルバイトを始める新入学生が多い4月から7月まで

厚生労働省及び徳島労働局では、大学生等を対象に、アルバイトを始める前に労働条件の確認を促すことなどを目的とした「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを実施します。

学生がアルバイトをする際、事業主の労働基準法違反などにより、さまざまなトラブルに巻き込まれることがあります。これらのトラブルの中には、学生が必要な知識を持っていれば簡単に避けられるものも少なくありません。また、労働法等の知識は学生の皆さんが就職するときにも役立ちます。

そこで、今回のキャンペーンでは、アルバイトを始める前に労働条件の確認を促すため、特に多くの新入学生がアルバイトを始める4月から夏休み前の7月までの間、徳島労働局及び県内の各労働基準監督署の「総合労働相談コーナー」に「若者相談コーナー」を設けるとともに、学生へのリーフレットの配布による周知・啓発や大学等での出張相談などを行います（別添1参照）。

また、厚生労働省が昨年実施した「大学生等に対するアルバイトに関する意識等調査結果」では、労働基準法で規定されている「労働条件通知書」が交付されていないと回答した学生が多かったことを踏まえ、新たに「労働条件通知書」を掲載した学生用のリーフレットや、具体的な学生向けのQ & Aトラブル事例を盛り込んだリーフレット等を作成し、本キャンペーンの中で大学生等に配付するなど活用していきます（別添2、3参照）。

徳島県内における「若者相談コーナー」設置場所

名称	所在地	電話番号
徳島労働局 総合労働相談コーナー	徳島市徳島町城内 6-6 徳島地方合同庁舎 4 階 徳島労働局総務部企画室内	088-652-9142
徳島 総合労働相談コーナー	徳島市万代町 3 丁目 5 徳島第 2 地方合同庁舎 1 階 徳島労働基準監督署内	088-622-8138
鳴門 総合労働相談コーナー	鳴門市撫養町南浜字馬目木 119 - 6 鳴門労働基準監督署内	088-686-5164
三好 総合労働相談コーナー	三好市池田町マチ 2429-12 三好労働基準監督署内	0883-72-1105
阿南 総合労働相談コーナー	阿南市領家町本荘ヶ内 120-6 阿南労働総合庁舎 3 階 阿南労働基準監督署内	0884-22-0890

夜間や休日は労働条件相談ほっとラインへ（携帯電話可）

電話番号 0120-811-610

月・火・木・金：午後 5 時～午後 10 時 土・日：午前 10 時～午後 5 時

【キャンペーンの概要】

1 実施期間

平成 28 年 4 月 1 日から 7 月 31 日

2 主な取組内容

- (1) 「労働条件通知書」を掲載した学生用のリーフレットや、具体的な学生向けの Q & A を盛り込んだリーフレット等の学生への配布、大学等での掲示による周知・啓発
- (2) 徳島労働局職員による大学等への出張相談の実施
- (3) 徳島労働局及び県内の労働基準監督署に設置されている総合労働相談コーナーに「若者相談コーナー」を設置し、学生からの相談に重点的に対応

確かめよう！

労働条件。



「アルバイトの労働条件を確かめよう！」

キャラクター 「たしかめたん」

平成 28 年度「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンの概要

- 1 実施時期 平成 28 年 4 月 1 日から 7 月 31 日まで
(特に多くの新入学生がアルバイトを始める時期)

- 2 実施事項
 - (1) 厚生労働本省での実施事項
 - 大学等への協力依頼等
 - ア 全国の大学・短期大学、高等専門学校、専修学校(以下「各大学等」)へ新たに作成したリーフレット・ポスターを送付し、新入学時の説明会・ガイダンス等での配布や新入学時に配布する冊子への掲載、これらを活用した説明の実施、各大学等のホームページへの掲載、学内の掲示板への掲示等について依頼【一部実施済み】
 - イ 下記(2) の出張相談の実施に際しての相談場所の提供、学生への周知等について依頼
 - ウ 所在地の都道府県労働局や労働基準監督署、都道府県・政令市とも連携し、学生への周知・啓発や解決に向けた取組を行うよう呼びかけ各都道府県及び政令市等への協力依頼
キャンペーンの広報、公共施設等でのリーフレットの配布やポスターの掲示、集会施設等でのセミナーの開催等について協力を依頼する。また、取組の実施に当たっては域内の各労働局と連携するよう呼びかける。
関係団体への協力依頼
大学等団体、全国大学生生活協同組合連合会、公益社団法人全国求人情報協会、全国社会保険労務士会連合会、日本行政書士会連合会等に対し、各団体に応じた取組による協力を依頼する。
周知・啓発の実施
キャンペーンの趣旨等について、記者発表並びに厚生労働省関係広報誌及び厚生労働省ホームページ等への掲載を行う。
 - (2) 徳島労働局の実施事項
 - 本キャンペーンの実施に当たっては、徳島県内の大学等や地方公共団体等関係団体と連携を図る。
大学等へのお出張相談等
学生数が多い大学等を中心に、徳島労働局による出張相談を実施する。また、大学等からの依頼により労働法制に関する講師派遣等を行う。
総合労働相談コーナーへの「若者相談コーナー」の設置
徳島労働局及び県内の各労働基準監督署に設置されている総合労働

相談コーナーに「若者相談コーナー」を設置し、学生からの相談に重点的に対応する。

周知・啓発の実施

キャンペーンの趣旨等について、記者発表、ホームページへの掲載、地方公共団体・関係機関等の広報誌への掲載依頼等により周知を行う。

また、徳島県内の大学・短期大学、専門学校等（以下「大学等」）へリーフレット・ポスターを送付し、新入学時の説明会・ガイダンス等での配布や新入学時に配布する冊子への掲載、これらを活用した説明の実施、大学等のホームページへの掲載、学内の掲示板への掲示等を依頼。

リーフレットの配布

新たに作成したリーフレット等を使用者団体、労働組合、地方公共団体、関係機関等に配布するほか、監督指導などの際に事業主等に配布する。